

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成22年4月19日

京都市長 門川 大作

認定番号	認定年月日	対象区域
11-002	平成22年4月13日	京都市中京区西ノ京北小路町19番地7から19番地16まで、20番地、20番地10、20番地16、20番地17(一部)、20番地18から20番地20まで、20番地21(一部)、20番地22から20番地54まで、20番地56から20番地92まで及び20番地93(一部)並びに同区西ノ京新建町5番地8から5番地30まで、12番地、12番地1から12番地23まで、12番地35、12番地37、13番地、13番地1及び13番地2

(都市計画局建築指導部建築指導課)